法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会(第6回) 議事次第

日 時 平成27年5月18日(月)午前10時~

場 所 法務省20階第1会議室

- 1 開会
- 2 各分科会の取りまとめに関する報告
 - (1) 国·自治体·福祉等分科会
 - (2) 企業分科会
 - (3) 海外展開分科会
- 3 「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ(案)」に 関する意見交換
- 4 閉会

資料目録

法曹有資格者の活動領域の拡大に 関する有識者懇談会(第6回) 平成27年5月18日(月) 10:00~12:00

資料1 国・自治体・福祉等分科会取りまとめ

資料2 企業分科会取りまとめ

資料3 海外展開分科会取りまとめ

資料4 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ(案)

泉委員提出資料

国・自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域 の拡大に関する分科会 取りまとめ

平成27年5月18日 国・自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域 の拡大に関する分科会 (国・自治体・福祉等分科会)

はじめに

21世紀の我が国社会が、より豊かな民主主義社会となるには、国民が存分にその主権を行使すべく、地域主権を実現し、併せて地方創生をはかることが望まれる。そのためには、地方公共団体が、行政、財政、立法の自治を十全に確立する必要があり、これらを確立するに当たっては、国や地方公共団体において法の支配が貫徹されることが大前提となる。

また,国民の権利意識の高まりや社会情勢の複雑化を受けて,国や自治体が直面する法的問題は複雑化,多様化してきている。このような問題に適切に対応していくためには,従来行政において蓄積されてきたノウハウに加えて,法曹有資格者がもつ法的知識や論理的思考力,問題解決能力などの専門性を活用することが,国民,市民の権利を擁護し,住民サービスの向上や円滑な行政運営に資するとともに,法の支配を実効化するものと考えられる。

このような観点から、国や自治体において活動する法曹有資格者の状況を見ると、例えば、国の機関で任期付公務員として勤務する弁護士は、平成13年に10名であったものが、平成26年現在では、金融庁、消費者庁、公正取引委員会、経済産業省といった省庁を中心に、合計で335名¹にのぼっている。また、自治体で常勤職員として勤務する弁護士を始めとする法曹有資格者についても、平成27年3月現在で、64の自治体において合計87名となっている。特に、自治体においては、訴訟対応などの紛争解決分野や市民からの法律相談対応といった、従来から弁護士が行っていた分野だけではなく、一部では、条例等の制定・審査等の政策法務、公金債権管理・回収、包括外部監査等、これまで弁護士を始めとする法曹有資格者の能力が十分活用されているとはいえなかった新たな分野にも関与する例が見られるようになってきている。

また、我が国の総人口に占める高齢者の割合が4分の1を超えた今日においては、これまで以上に、高齢者、障がい者等が法的問題に直面する機会が増加することが予想される。そこで、法曹有資格者においてこのようなニーズにいかに対応するかが、喫緊の課題となってくるものと考えられる。さらには、障がい者の自立を促進するための法的サポートも必要となっている。このほか、近年では、児童虐待への対応をはじめとする、子どもの権利に関わる問題や、女性、生活困窮者などの問題への対応も極めて重要な課題であると考えられる。しかしながら、このような福祉に関する分野の様々な法的問題については、これまで、弁護士や弁護士会による対応は、有志による個別的活動が中心であったこともあり、福祉分野における法的ニーズを網羅的に把握し、着実な支援につなげていく方策は道半ばである。

当分科会では、このような問題意識の下、法曹有資格者が、社会の様々な局面で多様な役割を果たすべきであるという観点から、特に国、自治体及び福祉の分野において、弁護士をはじめとする法曹有資格者の活動領域を一層拡大す

¹ 文部科学省における原子力損害賠償紛争解決センターにおける業務に従事している弁護士(202名)を含む。

ることを目指して、様々な施策を実施するとともに、その成果を検証し、課題を抽出し、その対応策を検討してきた。本報告は、こうした検証、検討及び今後の展望等に関する当分科会の議論を取りまとめたものである。

これまでの取組について

当分科会においては、国・自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動 領域の拡大に向けて試行的な取組を行い、その成果について報告を受けるととも に、他の関係機関が行ってきた有益な取組も含めて検証・検討を行ってきた。 当分科会における取組及び検討の概要は以下のとおりである。

1 自治体におけるニーズの把握に関する取組

法曹養成制度検討会議取りまとめ(平成25年6月26日)では、自治体における法曹有資格者の活用の拡大を図るためには、法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組が重要であると指摘されている。必要性・有用性の周知に当たっては、法曹有資格者の活用により自治体の行政サービスの向上・効率化が可能であることを発信することが求められるが、その前提として、利用者である自治体がどのような局面で法曹有資格者の専門性を求めているかを把握することが必要である。

当分科会においては、自治体におけるニーズの把握に関し、以下のような取組・検討を行った。

- (1) 取組・検討の例
 - ア 日本弁護士連合会は、法律サービス展開本部を立ち上げ、その下に、国・ 自治体・福祉等の分野において弁護士による法律サービスの一層の展開・ 促進を図るべく、自治体等連携センターを設置した。同センターにおいて は、国・地方自治体等のニーズに対応した法律サービスの展開・促進のほ か、公共機関等における弁護士の任用促進、養成、弁護士への支援活動を 行っており、後記 2(1)のとおり、地方自治体との行政連携の取組を通じて 自治体における法的ニーズの把握に努めているほか、地方行政分野におけ る弁護士を始めとする法曹有資格者の専門性に対するニーズを把握する ためアンケート²を実施した。(別表 1)
 - イ 自治体の職員として弁護士を活用することが、行政サービスの向上及び 効率化にどうつながるかについて、現に複数の弁護士を職員として任用し ている自治体から活用の実例の報告を受けた。(別表 2)
- (2) 検証・検討の結果

前記のアンケート結果や活用例に関する報告からは,

- ・多くの自治体が弁護士会からの行政連携メニューの提供などの形で弁護士会との連携に関心を示していることや、職員として弁護士を始めとする法曹有資格者を任用することについても総務部門を中心に関心を示していること
- ・自治体が、職員として任用した弁護士を始めとする法曹有資格者に対し、 訴訟対応にとどまらない幅広い分野での活躍を期待していることや、実際に弁護士を職員として活用している自治体においては、様々な部門で 弁護士が業務を担当することで、市民に対する行政サービスの向上、行

² 全国 860 の自治体の総務部門と事業部門(福祉部門及び学校教育部門)を対象にアンケートを行い,総務部門 594 団体,福祉部門 505 団体,学校教育部門 500 団体から回答を得た。

政運営の効率化,一般職員の能力向上などが実現できること などが明らかとなった。

一方で、職員としての任用を具体的に検討している自治体は少数であり、任用への障害となる事由としては、多くの自治体から任用コストや定員管理等の課題が指摘されている。

2 ニーズに対応するための試行的な取組等

(1) 自治体に関する取組

ア 日本弁護士連合会の自治体等連携センターにおいては、弁護士の専門性 の活用の周知とともに、自治体における様々な法的ニーズに対応するとい う観点から、各地の弁護士会に働きかけて自治体との行政連携を進めてい る。これまでに10の弁護士会が、自治体行政の支援のために弁護士が提 供可能なサービスをリスト化した行政連携メニューを作成したほか、これ ら以外の弁護士会も、各種委員会の委員(当該自治体の非常勤職員)に弁 護士を推薦し、あるいは、各種の行政運営上のテーマについて様々な立場 から関与するなど、自治体の行政運営に貢献している。

また、上記のようなメニューの提供に基づき、弁護士会が、自治体から の依頼により、専門分野に応じた弁護士として3名の弁護士を紹介したと いう具体的な実績も挙がっている。

また、行政連携メニューを提供している弁護士会では、メニューの中に 条例の制定支援を掲げているところもあり、現に、弁護士有志により、債 権管理条例や再生可能エネルギー条例の制定支援の取組が行われている。 イ 日本弁護士連合会の自治体等連携センターにおいては、各地の弁護士会 との協力の下、関係機関と共催するなどして、自治体における弁護士の任 用に関するパンフレットの配布、前記アンケート等において今後弁護士の 専門性の活用が期待される分野に関する自治体関係者等を対象とした研 修会の開催、さらには、弁護士の公務員任用に関するセミナーの開催等を 行った(別表3)。

ウ 平成 26 年 11 月より、全国町村会が、常勤職員として弁護士 1 名を採用 したことが当分科会に報告されている。同弁護士は、法務支援室長として、 全国の町村からの相談を受け、あるいは実際に当該町村に赴くなどして、 各町村における条例制定の支援を行っている。

小規模自治体においては、コストや業務量などの点から、単独で法曹有 資格者を職員として任用することについての課題が存在すると思われる ところ、本件のように複数の自治体が活用できる形態は、今後、小規模 自治体において、自治体の行政に通じた法曹有資格者による支援を受け る一つの方策となり得るとも考えられる。

(2) 福祉に関する取組

ア 大阪弁護士会においては、本分科会の取組の一環として、地域包括支援センター等の法的支援モデル事業を実施した。同事業は、弁護士会の負担により大阪府内の自治体にある地域包括支援センター等に弁護士を派遣し、その職員から法的な問題に関する相談を受けるというものであ

る。その結果,平成 26 年 6 月からの 9 か月間で,31 の自治体に弁護士が派遣され,412 件の相談実績を挙げている。(別表 4)

弁護士が派遣された自治体の多くからは、弁護士による支援が有用であり次年度以降も同様の支援を受けたいという反応が寄せられたものの、有償で契約することについては、財政当局や議会の理解を得られないことを理由に消極的な反応であったとの報告が分科会でなされた。

- イ 各地の弁護士会では、高齢者・障がい者支援センターによる電話相談・ 出張相談(ひまわりあんしん事業 別表 5), 虐待対応専門職チームの 設置(別表 6) などを行っており、特にひまわりあんしん事業について は、相当数の相談実績がある。
- ウ 日本司法支援センター(法テラス)においては、福祉機関と連携の上、 自ら法的援助を求めることができない高齢者・障がい者等に積極的に働 きかけ、法テラスと福祉機関それぞれの能力やノウハウを生かしながら、 高齢者・障がい者が抱える問題の総合的な解決を図る「司法ソーシャル ワーク」の取組を推進してきた。法務省においても、認知機能等が十分 でない高齢者・障がい者への法テラスによる法的支援の拡充などを内容 とする、総合法律支援法の一部を改正する法律案を国会に提出した。
- エ 一部の地域生活定着支援センターでは、その支援を受けた人の犯罪を する割合が下がったと考えられるところ、個別事案の検討のための会議 に弁護士を参画させるなど、業務において弁護士の持つ法的知見を積極 的に活用しているとの報告を受けた。
- 3 法曹有資格者の専門性の涵養に関する取組

国・自治体・福祉等の分野において法曹有資格者が活躍するためには、法曹有資格者の側においても、これらの分野を法曹としての能力をいかすことができる場として認識するとともに、求められる能力を身に付けることが必要である。

本分科会では、このような意識及び能力の醸成に関し、以下のような取組・ 検討を行った。

(1) 選択型実務修習の受入先の開拓

法務省においては、法曹有資格者がそのキャリアの早い段階から、国・ 自治体・福祉等の分野を活躍の場として認識する機会を得ることが重要で あるとの観点から、最高裁判所とも連携し、国の機関・自治体・福祉機関 における司法修習(選択型実務修習)の受入先の拡大に向けた取組を行っ てきた。その結果、これまでに複数の国の機関・自治体・福祉機関が司法 修習生の受入れに前向きな姿勢を示している(別表7)。

今後,これらの機関等と最高裁判所の調整を経て,第 69 期司法修習生 (平成 27 年 11 月司法修習開始)から選択型実務修習の受入れが開始され る予定である。

(2) 法科大学院における教育

一部の法科大学院においては(別表8),自治体における法曹有資格者へのニーズに対応し得る能力を身に付けた人材を養成するため,平成

27 年度から、法曹有資格者を対象とした自治体法務に関する継続教育プログラムを提供している。一部の法科大学院では、日本弁護士連合会の協力を得て、同プログラムの開始に先立ち、対象となる科目に弁護士をモニターとして履修させ、講義の改善等に関する意見等のフィードバックを受けた。

(3) 法曹有資格者に対する説明会等

日本弁護士連合会は、前記のとおり、自治体の職員として勤務する弁護士の業務等を紹介し、自治体勤務の動機付けとするため、セミナーや説明会を開催している。

課題と対応策

1 法曹有資格者に対するニーズを顕在化させる上での課題及びニーズへの対応にかかる課題とその対応策

(1) 課題

【自治体におけるニーズ】

ア 自治体等における法曹有資格者の活用の在り方を検討するに当たって は、以下の2点に着目した整理が考えられる。

○ その活用の形態

国の機関では、法曹有資格者の活用は、任期付を含めた常勤又は非常勤職員としての活用が中心となるが、自治体等では、常勤又は非常勤の職員として活用する場合と、顧問弁護士等のように外部の弁護士(以下「外部の弁護士」という。)等を活用する場合とがあり得る。

○ その従事する職務

法曹有資格者が自治体等の分野において活躍できる領域は、訴訟等の紛争への対応といった分野だけではなく、条例の立案等の政策法務や包括外部監査といった、比較的新しい領域も想定できる。

イ 法曹有資格者を活用するニーズ

- 自治体等においては、顧問弁護士への委嘱が進んでいるほか、弁護士会との連携に関心をもつ自治体も相当の割合に上っているが、典型的な活用の形態とも言える顧問弁護士の業務内容を見ると、訴訟・調停案件への対応など、従来から弁護士が行っていた業務が中心となっている。
- 相当数の自治体が、法曹有資格者を職員として任用することについて関心を示しているが、多くの自治体では、現時点では、具体的な任用に向けた計画又は検討が進んでいない。その理由としては、顧問弁護士を活用すれば足りると考えられていることや、任用コスト・定員管理の課題などが挙げられる。なお、自治体が法曹有資格者を職員として任用し、その専門性を活用したい分野としては、訟務対応等だけでなく、例規業務、債権管理回収、コンプライアンスなどの分野が挙げられている。
- ウ 前記の状況からすると, ニーズの顕在化が限定的である原因として以下 のような点が考えられる。
 - まず、外部の弁護士を活用する有用性については一定の理解が進んでいるものの、その範囲はあくまで従来型の弁護士の業務にとどまり、政策法務や包括外部監査など、新たな分野での外部の活用の在り方に関して、自治体等の側に具体的なイメージをもって共有されるに至っていない。
 - 自治体の職員として法曹有資格者を活用することについては、自治体等の側において、職員として任用された法曹有資格者が自治体の内部からその運営に能動的に関与することにより、法律相談等、従来から弁護士が行っていた分野だけではなく、政策法務等の分野においても、外部の弁護士以上に行政サービスの質の向上や効率化、ひいては

自治体の自治権の十全化などに貢献できる場合があると言えるが, そのような認識が広がっていない。

【国の機関におけるニーズ】

一方,国の機関においては、特定任期付公務員などの形で、国際交渉や政策の企画立案といった分野における法曹有資格者の有用性が認識され、組織内での活用は、自治体と比較すれば一定程度進んでいる。

もっとも、任期付公務員として法曹有資格者を採用している国の機関は、 全体から見れば一部にとどまっている。法曹有資格者が法の支配の実効化の ために有用であるという認識をより広く共有することや、法曹有資格者が国 の業務でより幅広い役割を果たすために求められる素養をいかに修得する か、あるいは、法曹有資格者が必要な部門に適時に任用されるための情報共 有の体制をいかに整備するかといったことが、残された課題と言える。

【福祉の分野におけるニーズ】

福祉の分野では、前記のような弁護士会の取組が、自治体や福祉機関から一定の評価を得ているものの、自治体や福祉機関において、継続的な施策又は事業として行われるべきとの認識にはいたっておらず、このため、弁護士会や有志の弁護士による自発的取組にとどまっているものが多い。また、福祉機関において、法曹有資格者が常勤職員や非常勤職員として活動する実績は乏しく、顧問弁護士としての関与についても不十分との指摘が当分科会においてなされている。

これは、被援助者の特性に応じて、弁護士を始めとする法曹有資格者が、被援助者の抱える問題を、法的なものも含めて包括的に解決するに当たってどれほど有為な貢献ができるか、また、その結果として、福祉機関等の業務の質や効率性の向上に当たっても、法曹有資格者の有する知見を、持続可能な施策又は事業の一環として活用するメリットがあるとの認識が、自治体や福祉機関に浸透していないことを示すものといえる。

(2) 対応策

ア 自治体について

- 自治体等に対するアンケート調査によって明らかとなったニーズに 応じて、弁護士を始めとする法曹有資格者の活用を促していくことが 必要である。具体的には、日本弁護士連合会は、法務省とともに、関 係機関と協力して、セミナーやシンポジウムを主催・後援する等の形 で有用性をアピールする。また、各地の弁護士会においては、自治体 に対して個別に働き掛けるといった形で、法曹有資格者の活用の有用 性をアピールすることが期待される。この際、
 - ・外部の弁護士と、職員としての法曹有資格者の、それぞれの役割に 見合った活用をすること
 - ・法曹有資格者を行政運営のために活用している自治体の例を踏まえ, 法曹有資格者の専門性が,行政サービスの質の向上や行政運営の効 率化につながることを具体的に明らかにするなど,市民に対して法 曹有資格者を活用することに対する理解を得られるように説明する

といった視点をもつこと が肝要である。

○ これと同時に、自治体等の側においても、実際に法曹有資格者を複数活用することによって行政運営の質の向上や効率化を図っている自治体の例を参考にして、それぞれの自治体の規模等に応じて、その自治権を確立するという観点から、政策の推進や業務の遂行のために法曹有資格者を活用する方策が検討・実施されることが望まれる。

イ 国の機関について

国の機関への任期付公務員等の形による任用については、質の高い行政サービスの実現に向けて、法曹有資格者の専門性を活用するというニーズの顕在化に向けた方策として、能力涵養の機会の確保や、ニーズと人材の結びつけるための方策を推進すべきである。

ウ 福祉の分野について

福祉の分野においては、各地の弁護士会と自治体等や福祉機関、さらには、福祉関係の専門職とが、これまで各地において試行的に行ってきた連携のための取組を、全国に組織的に広げていくことが効果的である。このような連携構築が積み重なることにより、福祉の分野における法曹有資格者の果たすべき役割が拡大していくものと考えられる。

また,実際に自治体や福祉機関との連携を進めていくに際しては,潜在的なニーズを的確にくみ上げることができるよう,自治体・福祉機関等が把握している法的支援が必要な被援助者がいる場合に,弁護士の側にその情報が提供される仕組みを確立すること等が望まれる。

2 ニーズに対応し得る人材を確保するための課題と対応策

(1) 課題

- ア 自治体や福祉の分野における法曹有資格者の活用が未だ限定的である 原因として,前記1で指摘した問題のほかに,弁護士を始めとする法曹有 資格者の側において,この分野に対応する専門性を涵養する体制が必ずし も十分に蓄積できていないことがあると思われる。
- イ また、国の機関についても、今後、さらに法曹有資格者の活用を進める ためには、より多くの優秀な人材が、国の機関での勤務を希望するような 環境が必要である。
- ウ 自治体等に任用される常勤,非常勤の法曹有資格者の多くは任期付での 任用となる場合が多いことから,自治体等で勤務した経験が,その後のキャリアにとって有益であるという認識が法曹有資格者の側にも十分に広 がっていないことも,人材確保に向けた課題である。

(2) 対応策

ア まず,政策法務,公金債権管理・回収等の弁護士を始めとする法曹有資格者の活動の広がりがこれまで十分でなかった分野や,福祉の分野について,日本弁護士連合会や各地の弁護士会が中心となって,関係機関の協力も得て,当該分野に必要とされる能力を涵養し,あるいはこれらの分野で活躍した経験を共有するための研修や実践の機会の確保を進めるべきで

あり、そのために各地の弁護士会も積極的に協力することが望まれる。

それとともに、弁護士会等における研修の充実を図るだけでなく、法 科大学院において、エクスターンシップ等を活用するなどして、このよ うな専門性を法曹有資格者が獲得できる機会を設けることが期待され る。福祉の分野については、現場でその実情に触れることが極めて重要 である。法科大学院での学修課程のみならず、司法修習(選択型実務修 習)の課程の中でも、このような経験ができる機会の充実に向けて必要 な取組を継続していくことが期待される。

- イ さらに、ニーズを抱える国の機関や自治体と、これらの機関で活躍する ことを望む弁護士とを結びつけるためには、日本弁護士連合会が運営する 「ひまわり求人求職ナビ」等の利用が拡大することが有効であると考えら れることから、同連合会においては、必要に応じてその運用等の改善を検 討することや、成果の周知等を含む広報活動を行うことが求められる。
- ウ 日本弁護士連合会において、国や自治体等の採用ニーズに見合った弁護士を送り出すことや、任期終了後に次の活動の場を得られるような体制の整備を検討する。それとともに、国や自治体等においても、組織内における法曹有資格者のキャリア形成の在り方について、そのニーズに応じた検討が進められることが望ましい。

今後の展望・方向性

1 活動領域拡大の見通し

まず,自治体については,より焦点を絞った有用性の周知の取組や,人材の確保のための取組などが広がることで,従来から弁護士を始めとする法曹有資格者が活動していた分野だけではなく,条例の立案等の政策法務や公金債権管理・回収等,これまで法曹有資格者の活動の広がりが十分でなかった分野についても,行政連携の形,顧問弁護士としての形,あるいは職員としての形など,当該自治体の規模や法的ニーズに応じて,法曹有資格者が多様な形で法的支援を行う機会が増えていくことが想定される。

また、福祉の分野においては、上記のような有用性の周知の取組に加え、各地の弁護士会が、福祉の分野において生じる問題を解決する実績を積み重ねることにより、自治体や福祉機関等と組織的な連携を強めていくことで、福祉の問題を解決するための組織的な枠組みの中で、弁護士を始めとする法曹有資格者がより積極的に活用されることが想定される。

国の機関については、特定任期付職員としての採用が一定の広がりを見せて おり、現在活躍している法曹有資格者の活躍の実績が評価されるにつれ、任用 が伸びていくことが期待される。

2 中長期的な活動領域拡大の方向性

自治体や福祉の分野については、これまでの法曹養成課程の中ではこれらの 分野で特に必要とされる知識・能力を涵養する機会が限定的であった。今後、 このような機会が拡大すれば、より優秀な人材が数多くこれらの分野を目指す ようになることが想定される。

また,豊かな民主主義社会の実現,国民の権利利益の確保といった観点から, 法曹有資格者を活用するという視点が共有され,かつ,法曹有資格者を任期付 職員として活用する国の機関や自治体が増え,その有用性の認識が浸透するこ とで,このような分野で法曹有資格者を活用するニーズが更に拡充することが 期待される。

そして,任期を満了した法曹有資格者がその経験をいかし,例えば,別の自治体・省庁,あるいは企業等に任用されるというキャリアパスが確立されれば,この分野で活動することを希望する優秀な人材が更に増えることが期待される。

3 今後の検討体制について

今後は、「法の支配」をあまねく実現する観点や、様々な課題をそれぞれの 地域社会の実情を踏まえながらどのように解決していくのかといった観点な どから、この分野において取り組むべき施策に関係する省庁、自治体及び日本 弁護士連合会が、必要に応じて有識者委員の参画も得る形で、前記のような各 施策をより効果的に実施するべく、例えば、担い手となる弁護士側と関係省庁 等とが密に連絡・協議を行うことができる場を拡充していくことなどが求めら れる。

(別表)

番号	取組の内容	その他参考事項
1	【自治体に対するアンケート結果】	
2	【自治体職員を複数活用している自治体の例】 ○活用の具体的な方策 ・条例や政策の立案,自治体としてのコンプライアンスへの対応,福祉関係の専門職や一般職員との連携による,いじめ対策・虐待防止対策,職員の研修,債権管理・回収などが挙げられている。 ○活用の具体的な効果 ・債権回収の処理件数の増加,職員による不正の実態解明への寄与,一般職員の法務能力検定試験での成績向上・一般行政職との効果的な使い分けにより,全体として人件費の削減につながった。	

- ○能力涵養のための研修会
- •包括外部監査人等経験交流会(横浜)
 - → 33名参加(弁護士のみ)
- ・公金の債権回収業務に関する法務研修(東京 内閣府主催・ 日弁連共催)
 - → 196名参加
- ・公金の債権回収業務に関する法務研修(愛知県 内閣府主催・日弁連共催)
 - → 147名参加
- ・自治立法に関する研修会
 - → 41名参加+テレビ会議15か所(弁護士のみ)
- ・法化社会における条例づくり(東京)
 - → 103名参加+テレビ会議16か所
- ・公金債権回収業務に関する法務研修(新潟 新潟県弁護士会・内閣府主催)
 - → 150名参加
- ・公金債権回収業務に関する法務研修(岡山 岡山弁護士会・ 内閣府主催)
 - → 163名参加
- ○任期付公務員登用セミナー等
- ・任期付公務員登用セミナー 約50名+テレビ会議7か所
- 自治体内弁護士等情報交換会in岡山 13名参加
- 自治体内弁護士等情報交換会in福岡 16名参加
- ・地方公共団体における弁護士の役割に関するシンポジウム (札幌) 67名参加
- ・地方公共団体における弁護士の役割に関するシンポジウム (高松) 84名参加
- ・自治体内弁護士等対象研修・経験交流会(大阪) 51名参加 (弁護士のみ)
- ・自治体内弁護士等対象研修・経験交流会(東京) 35名参加 (弁護士のみ)
- ○行政連携の実現に関するシンポジウム
- ・よりよい地方自治の実現と弁護士会の役割〜地方自治体と弁 護士会との連携の実践〜
 - → 128名参加
- ・国・地方公共団体をはじめとする行政機関との連携活動に関 する意見交換会(札幌)
- → 22名参加(弁護士のみ)
- ・国・地方公共団体をはじめとする行政機関との連携活動に関 する意見交換会(高松)
 - → 25名参加(弁護士のみ)
- ○地方自治体向け広報ツールの作成
- ・日本弁護士連合会において、「地方公共団体の皆様へ 地方公共団体における弁護士採用Q&A」を作成・公開

3

		1
4	【大阪弁護士会における取組】 ○実績 平成26年6月からの9か月間で31の自治体に弁護士を派遣し、 412件の相談実績を挙げている。 ・相談実績の内訳 成年後見・・・101件 財産管理・・・54件 遺言相続・・・18件 親族関係・・・16件 離婚・・・・51件 一般民事・・・47件 介護サービス・37件 その他・・・148件	
	 ○平成27年度の契約予定 ・毎月の法律相談で予算要求中 5か所 ・隔月の法律相談で予算要求中 5か所 ・隔月の法律相談と毎月の電話相談で予算要求中 1か所 ・随時の法律相談を希望 2か所 ・3か月に1回の法律相談で予算要求中 2か所 ・年間で一定の予算要求中 1か所 ・虐待対応専門職チーム派遣の契約 1か所 	
5	【各地の弁護士会における高齢者・障がい者向け相談事業】 ○概要 電話相談,出張相談,自治体,社会福祉協議会等との連携などの「標準事業」を「ひまわりあんしん事業」と名付けて取り組んでいる。 ○実績 ・東京三弁護士会において2600件超 ・大阪弁護士会において3000件超 の実績を挙げている。	
6	【虐待事案への対応等について】 ○概要 ・虐待対応専門職チーム 高齢者虐待防止法施行に伴って,市町村・地域包括支援センターに求められる虐待事案への対応について,精通弁護士と社会福祉士のチームが,専門的な助言を行う試行的な方策 ○実績 ・虐待対応専門職チームの派遣実績高齢者虐待 33件 障がい者虐待 12件	

7	【選択型司法修習の受入先拡大に向けた取組の実情】 ○国の機関:衆・参の法制局から受入れの内諾が得られたほか,一部省庁と交渉中 ○自治体:明石市,大津市,栃木市のほか,複数の自治体と交渉中 ○福祉機関:全国社会福祉協議会を通じて,各地の複数の社会福祉協議会と交渉中	
8	【法科大学院におけるカリキュラム】 一部の法科大学院において,自治体における行政法務に関する 科目を設置し,これを法曹有資格者にも開放している。	

企業の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に 関する分科会 取りまとめ

平成27年5月18日 企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する 分科会 (企業分科会)

はじめに

企業において、法務の役割の重要性に対する認識が深まったことを背景に、 弁護士を始めとする法曹有資格者が企業内で活動することの有用性に対する 認識が広がりつつある。企業における法曹有資格者の採用は、過去10年間で増加しており、日本組織内弁護士協会の統計によると、平成13年9月時点で39社・64名であった企業内弁護士の数は、平成26年6月には619社・1179名となっており、特に直近の1年間(平成25年6月から平成26年6月まで)では、226名の増加を見せている。

また、弁護士を採用している企業の種別も、かつては外資系金融機関が中心であったが、近年は、大企業を中心にしてはいるものの国内企業による採用が徐々に増え、地域的には東京以外の地域への広がりもみられ始めている。

このような近年の状況は、「企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」の取りまとめ(平成25年1月28日)や、法曹養成制度検討会議取りまとめ(平成25年6月26日)においても触れられていたところである。

このように、企業における法務の分野においては、弁護士等に対する一定の ニーズが認められつつあるが、企業規模や地域ごとの視点でみると、その広が りは未だ限定的なものといわざるを得ない。このため前記意見交換会において も、企業における法曹有資格者の活動領域を拡大するための課題の把握・分析 や、これを克服するための取組・方策の整理が行われていたところである。

このような経緯を踏まえ、本分科会は、企業において弁護士等の能力がより一層活用されることを目指して、様々な施策を検討し、実施に着手してきた。

本報告は、その結果を取りまとめたものである。

これまでの取組について

1 法曹有資格者に対するニーズの把握と拡大に関する取組

日本弁護士連合会においては、本分科会の設置後、法律サービス展開本部に ひまわりキャリアサポートセンターを設置して、企業における弁護士の活動領域の拡大に取り組んでいく体制を整備し、次に挙げるような取組を行ってき た。

- (1) ひまわり求人求職ナビ」の運用及びその改善
 - 同システムの運用実績は、下記のとおりである。
 - ・平成20年の運用開始後、平成27年2月までの間、418社がのべ639件の情報を掲載した。
 - ・日本弁護士連合会が行った利用企業の分析及び利用企業に対するアンケート等を行い²,運用開始後,平成25年12月までの間に,少なくとも37社が,この求人・求職情報を利用して合計57名の新人又は一定の職務経験を有する弁護士を採用した。
 - 企業に採用された弁護士の所属先は、依然として法務部門が多くを占めているものの、企業戦略を構築する部門に所属する例も報告されている。
 - 同システムの運用改善につき,日本弁護士連合会は,平成26年11月までの間に,下記の措置を講じた。
 - ・同システム掲載までの審査を迅速化し、求人情報をタイムリーに掲載 できるようにする
 - ・同システムの認知度を高めるために、日本弁護士連合会の企業内弁護士に関するホームページの各ページに、同システムへのリンクを掲載する

その結果,システム運用改善前と比較して,月ごとの平均申請件数は増加しており³,運用改善の効果が見られている。

- (2) 企業側に対する意識の涵養
 - 企業側の関心に対応した形で弁護士を活用する方策に関する情報を発信するため、日本弁護士連合会や各経済団体において、企業向けに弁護士の採用に関する情報提供会・情報交換会を行った(別表1)。同情報交換会での説明を受けて、具体的に弁護士を採用する活動に入った企業があったことが当分科会に報告されている。
 - 将来の弁護士等の活用につながることが期待される活動として,日本政策投資銀行と日本弁護士連合会が,平成26年9月から,契約,労務等企業経営にまつわる法的問題に関する女性起業家向けセミナーを開始し,創業間もない段階における企業経営者にも法務の重要性への理解を高める取組を実施している(別表2)。

¹ 日本弁護士連合会が運営する、弁護士の求人情報・求職情報を、企業並びに弁護士及び司法修習生のいずれからも無料で掲載することができるシステム (URL: https://www.bengoshikai.jp/kyujin/link.php)。 2 平成 25 年 11 月までの利用企業 313 社に対し同年 12 月に実施。回答企業数 57 社。

 $^{^3}$ 平成 26 年度の申請件数で比較すると、改善が行われた同年 4 月から 11 月までの月ごとの平均申請件数 が 15.25 件(122 件)であったのに対し、改善後の同年 12 月から平成 27 年 3 月までの月ごとの平均申請件数は 18.5 件(74 件)に増加した。

- 日本弁護士連合会は、企業向け広報ツールの検討・改定作業の一つとして、日本弁護士連合会のホームページ内に、企業内弁護士に関するページを新設した⁴。
- 2 法曹有資格者へのニーズに対応するための取組⁵
 - (1) 法曹有資格者と企業との効果的な引き合わせ
 - 企業における弁護士を始めとする法曹有資格者に対するニーズを具体 的な採用活動に結びつけるための取組として,東京三弁護士会では,司法 試験合格者等を対象とした就職合同説明会において,企業ブースのスペー スを設けている(別表3)。相当程度の法曹有資格者が企業への就職を視 野に入れていることが明らかとなり,また,実際にこの説明会をきっかけ に企業への採用内定を得た法曹有資格者も輩出されている。
 - また,日本弁護士連合会は,平成26年10月に,司法修習予定者や弁護士向けに,企業就職希望者向けの就職活動ガイダンスを行い(別表4),多くの若手法曹有資格者が企業内弁護士という選択肢を現実的なものと捉えていることが明らかとなった⁶。
 - (2) 企業内で働く法曹有資格者に必要な能力の涵養
 - 企業で活動するための素養を身につけた法曹有資格者の確保・養成という観点から、慶應義塾大学法科大学院⁷、中央大学法科大学院及び神戸大学法科大学院⁸において、企業法務部や企業内弁護士の活動の実際を学修する講座を開講した⁹。慶應義塾大学法科大学院及び中央大学法科大学院においては、弁護士登録後の継続教育の一環として、これらの科目開放を行っている。また、岡山大学法科大学院においては、平成24年12月、岡山大学法科大学院弁護士研修センターを設立し、企業内弁護士となった新人弁護士に対し、これに特化した継続教育を実施する取組を行っている

⁴「企業内弁護士に関するご案内」http://www.nichibenren.or.jp/recruit/lawyer/inhouse.html

⁵ 分科会においては、法科大学院協会が、専門委員会として「修了生職域委員会」を設置し、法科大学院修了生の職域拡大のため、関係諸団体と継続的に協議をし、シンポジウムを開催するなどの取組が紹介された。今後は、上記各法科大学院等における企業内法務に関する授業の取組を積極的に紹介し、他の会員校への展開を推進しつつ、経営法友会等の関係諸機関との間で、会員企業からの企業内法務の授業への講師派遣やエクスターンシップへの院生の受入等について検討を行うほか、ウェブサイト等の活用により法科大学院修了生等を対象とする求人・求職情報のマッチングを推進するなどの取組を行うことを予定している。

 $^{^6}$ なお、日本弁護士連合会の集計によれば、司法修習終了直後から企業に就職し、弁護士としてのキャリアをスタートする者は、第 66 期(平成 25 年 12 月登録)が 87 名(平成 26 年 4 月時点)、第 67 期(平成 26 年 12 月登録)が 102 名(平成 27 年 4 月時点)であり、多くの若い弁護士が企業内弁護士として職務に従事していることが明らかとなっている。

⁷ 平成 25 年度秋学期及び平成 26 年度秋学期に、企業法務部や企業内弁護士の活動の実際を学修する講座を開講し、予定していた定員以上が応募した法科大学院があったとの報告がされている。また、日本弁護士連合会が法科大学院の協力を得て行った平成 25 年度受講生からの聞き取りによれば、企業内弁護士の業務について明確なイメージを持つことができた、といった肯定的な評価が得られている。

⁸ 平成26年度秋学期から同様のプログラムが実施されている。

⁹ また,このような法科大学院の取組をサポートすべく,日本弁護士連合会が平成26年7月及び平成27年2月に2回にわたり,法科大学院,経営法友会及び日本組織内弁護士協会の参加を得て意見交換会を実施し,法科大学院段階での教育のあり方や,プログラム実施に当たっての具体的な課題について意見交換会を行った。

10 0

- 日本弁護士連合会では、企業内弁護士向け研修を、平成26年5月から 1年間の計画で実施している(別表5)。
- 企業内弁護士として活動している弁護士の約4割を占める女性企業内 弁護士(弁護士全体に占める女性の割合は約2割)の支援として、キャリ アアップセミナーの開催を始めた¹¹。
- 法務省においては、法曹有資格者がそのキャリアのできるだけ早い段階から企業法務を活躍の場として認識する機会を得ることが重要であるとの観点から、最高裁判所とも連携し、日本経済団体連合会及び経済同友会の協力も得て、企業における司法修習(選択型実務修習)の受入先の拡大に向けた取組を行ってきた。その結果、これまでに複数の企業が司法修習生の受入れを表明している。

¹⁰ 岡山大学法科大学院弁護士研修センターは、組織内弁護士養成及び継続教育を目的として設立され、新人弁護士の継続教育や岡山大学法科大学院の修了生の推薦などの取組を通じて、弁護士と地域の橋渡し役を担い、地域における法曹有資格者の活動領域拡大を図る活動を行っている。平成26年に新規登録した新人弁護士3名が、同センターの推薦に基づき地元の企業に就職している。

 $^{^{11}}$ 平成 26 年 10 月 18 日に開催され,18 名の女性弁護士が参加した。また,平成 27 年 2 月 21 日に開催された第 2 回セミナーには,35 名の女性弁護士が参加した。

課題と対応策

1 本分科会設置に至るまでの検討と本分科会での取組

前記のとおり、企業内弁護士の数は増加傾向にある。また、企業内で職務に 従事するという選択肢を現実的なものとして捉える若い弁護士も増えている。 これは、法曹有資格者を採用する企業、担い手として活動する弁護士を始めと する法曹有資格者及び担い手を養成する法科大学院がそれぞれの立場から取 組を行ったこと等の結果と見ることができる。

しかしながら、今後、弁護士を始めとする法曹有資格者が、企業における法 的ニーズに一層応えていくためには、以下のような問題を克服していく必要が あると考えられる。

2 法曹有資格者に対するニーズの把握,拡大に関する課題及びその対応策

(1) 課題

ア 採用企業の広がりについて

前記のとおり、企業内弁護士の数は増加を続けており、また、常勤の企業内弁護士に限らず、法律事務所からの弁護士の出向などの形態による関与も相当数認められるとの指摘もある。このことからすると、企業において弁護士を始めとする法曹有資格者の能力を活用するメリットは相当程度共有され、そのニーズは拡大している。もっとも、企業内弁護士が比較的短期間に増加したこともあって、企業内弁護士の採用企業は、大都市圏にある大企業が中心となっている¹²。したがって、採用に関心を持つ企業が、弁護士を採用していない大都市圏の大企業を含め、企業規模的にも地域的にも広がっていけば、更なるニーズの拡大を図る余地があるということができる。

イ 担当業務の広がりについて

企業で勤務する法曹有資格者の中には、法律実務家としての経験に基づく専門的能力を企業に提供する業務だけではなく、相応の経験年数のある弁護士が、法務部門の責任者(いわゆるジェネラル・カウンセル)として、組織の運営や経営の意思決定に参画している例も見られる。もっとも、現状では、企業内弁護士の多くは法務部門を中心に活動することが多く¹³、また管理者になっている例は多くない。今後、法務部門のみならず経営に関する意思決定に関与する部門などその他部門においても活躍したり、管理者となり職掌を広げる中で、企業内弁護士が企業において担う役割の多様化が進むことにより、法曹有資格者への更なるニーズの拡大につながるということができる。

 $^{^{12}}$ ひまわり求人求職ナビの利用企業に対する前記アンケートの対象企業は,首都圏 (東京,神奈川,千葉,埼玉) で 225 社,関西 (大阪,京都,兵庫) で 47 社,中京地域 (愛知,三重) で 12 社,福岡県 4 社,長野県 3 社,それ以外の 10 県で各 1 社となっている。

¹³ ひまわり求人求職ナビの利用企業に対する前記アンケート結果では,弁護士が社内に在籍している企業 27 社のうち,24 社が当該弁護士を法務部門に配属させており,知的財産部門(2社)や営業部門(1社)である。

(2) 対応策14

- ア 法曹有資格者を活用する利点に関する情報共有の促進
 - 現在行われている企業内弁護士の採用に関する企業への情報提供 や、企業と各地の弁護士会あるいは企業同士の情報共有の取組を、日 本弁護士連合会や各地の弁護士会と経済団体とが協力して全国各地で 実施するべきである。この際には、これまでの当分科会での取組等に よって明らかとなった次のような点に力点を置いたものとするべきで ある。
 - ・外部から客観的に、その専門的知見をもって企業に関与する顧問弁護士と、企業目的の達成というビジョンを共有して組織の一員として職務に従事する企業内弁護士とは、果たすべき役割が違うこと
 - ・企業内弁護士が事業戦略の構築にあたり、法的知見を持って関与したり、法的リスクを指摘することを通じて、事業活動の円滑な進捗が期待できること¹⁵
 - ・企業内弁護士が担当できる業務は、企業内での業務経験年数あるいは外部での法律実務家としての経験等に応じて、多様なものであり得ること
 - ・企業内弁護士は必ずしも大企業ばかりではなく、地方の企業¹⁶や中規模以下の企業において活用されている例もあること¹⁷
 - ・企業内における弁護士の活用の形は、担当させたい業務の量やプロジェクトの期間等により、必ずしも常勤かつ直接雇用の場合だけではなく、法律事務所からの出向等(常勤または非常勤)の形もあり得ること

このような多様な実績を共有することは、特にこれから企業内弁護士の 採用を検討する企業や、中規模以下の企業が法曹有資格者の活用を検討 する素材を提供する際に有用である。

- イ また,日本弁護士連合会及び各地の弁護士会は,企業内弁護士の実情に 配慮した会内の環境整備について引き続き検討を進める必要がある。
- 3 ニーズに対応するための課題とその対応策

(1) 課題

ア 企業が求める人材と法曹有資格者の素養や能力等について

○ 企業内弁護士には、法的な知識や素養に加えて、企業という組織の 一員として職務に従事するというその特性に鑑みて、コミュニケーシ

¹⁴これまでの取組で言及した、ひまわり求人求職ナビの利用企業に対するヒアリングやアンケートの運用 改善を通じて、企業側のニーズを的確に把握する取組は、引き続き継続するべきである。

¹⁵企業内弁護士を採用することの企業にとってのメリットとしては、その他に、外部の顧問弁護士等とも 円滑に連携を図ることができる、という点も挙げられる。

¹⁶ 岡山大学法科大学院における取組については、注8参照。

 $^{^{17}}$ 前記ひまわり求人求職ナビの利用企業に対するアンケート結果でも、正社員数が 99 名以下の企業 5 社が、非常勤の形を含めて、弁護士を採用している。

ョン能力やマネジメント力,ビジネスへの関心といった,会社組織で働くことに関する素養や能力を備えていることが好ましい,とされる。しかし,このような企業側が求める資質が,法科大学院生,司法修習生及び弁護士に十分理解されることが求められる。

- 特に近年, グローバル化の進展に伴い, アジアの新興国を中心に, 日本企業の海外展開が進む中で, このような動きを法的側面から支援 できるような語学力や法的専門性を身に付けた法曹有資格者を養成・ 確保する必要がある。
- イ 法曹有資格者の具体的な活用の在り方について
 - 当分科会における議論においては、「弁護士を採用したもののその 活用の仕方がよくわからない」という企業の例があることが紹介され た。
 - 法曹有資格者が将来のキャリアを選択するにあたっては、キャリア 形成に関する情報が重要であるが、企業内弁護士のキャリア形成の在 り方に関する情報が少ないことも、当分科会において指摘されている。
 - また、分科会では、ひまわり求人求職ナビの利用企業に対するアンケートで、企業による弁護士・司法修習生の募集に対し応募がない例もあったことが指摘されている。

(2) 対応策

ア 人材の養成・確保

- 日本弁護士連合会において、経済団体の協力も得て、企業において どのような経験・能力を有する人材を、どのように活用することが想 定されているのかについて、例えば企業の業種や規模等により細分化 されたニーズを把握するべく、企業に対するアンケート調査やヒアリ ングを実施すべきである。その上で、調査結果を人材の養成・確保に 活用すべく、法科大学院を始めとする養成を担う機関、及び、法曹有 資格者側の双方に共有するべきである。
- 日本弁護士連合会において、海外展開を含む企業のニーズに応じた 実践的な研修の強化を図るべきである。
- 法科大学院においても、企業法務に関する科目の設置、企業におけるエクスターンシップ、法曹有資格者の就職に関する企業との連携、 国際的な法的分野に対応できる能力を培うための教育、法曹の継続教育などに積極的に取り組むことが期待される¹⁸。最高裁判所においては、法務省の協力を得て、前記のような企業における司法修習(選択型実務修習)の充実に向けて必要な取組を継続することが期待される。
- イ 企業側・法曹有資格者側への情報提供体制の整備
 - 企業側に対する情報提供体制として、日本弁護士連合会や各地の

¹⁸ このほかに、人材養成のための方策として、例えば、法科大学院に入る前の大学生等に対し、企業法務の重要性や魅力について弁護士等が情報提供する機会をつくるなどして、企業における法曹有資格者の活動分野の広がりを紹介し、法曹有資格者のキャリアの選択肢の一つとしての企業法務の認知度を高めるといったことも、今後の取組として考えられる。

弁護士会が,経済団体との協力の下,情報交換会の開催,あるいはホームページ等の各種媒体を通じて,弁護士の活用の実際に関する情報共有を更に進めていくべきである。

- また、弁護士等に対する情報提供については、企業内弁護士が増加傾向を見せ始めてから約10年が経過したことを受け、企業に入った弁護士等の、その後のキャリアパスについて、日本弁護士連合会が、日本組織内弁護士協会や経済団体と協力して追跡調査し、その結果(企業内においてキャリアを形成した例、あるいは企業内弁護士としての経験を、その後の弁護士活動に活用している例)を、各種情報提供会やガイダンス等を通じて公開する、あるいは法科大学院における教育の中で情報提供することが有用である。これにより、より多くの弁護士を始めとする法曹有資格者が、企業内で職務に従事するという選択をするための有益な材料を提供することができるようになると考えられる。
- 弁護士の活用を希望する企業と,企業での勤務を希望する弁護士を 結びつけるため,日本弁護士連合会は,双方のニーズを的確に反映す る形で,ひまわり求人求職ナビの改善及び広報を続けることが求めら れる。

今後の展望・方向性

1 現在実施されている取組を踏まえた活動領域拡大の見通し

【はじめに】で指摘したように、企業における法務の役割の重要性に対する認識が拡大していることを背景として、その専門的な能力等から弁護士を企業内に置く有用性に対する認識が広がりつつある結果、近年、企業内弁護士数は増加している。また、弁護士を採用している企業の業種も広がり、弁護士が各企業において担っている役割も多様化してきている。

このような流れの中で、企業による弁護士の活用への関心は広がりつつあるとうかがえることから、今後は、前記のような課題を克服することを通じ、弁護士を中心とする法曹有資格者が、法務に関する分野を中心に、企業に常勤の形で直接雇用される等の形で積極的に活用されることが期待される。

また、ひまわり求人求職ナビについては、利用申請件数は横ばいになりつつあるものの、ニーズを十分に分析した上での運用改善を進めることで、企業及び弁護士等の利用を拡大し、採用につなげることも可能であると思われる。さらに、これまで多くの参加者を得ている企業向け弁護士採用情報提供会、司法試験合格者等を対象とした就職合同説明会、企業に就職を希望する司法修習予定者等を対象にしたセミナー、司法修習生や弁護士向けの企業への就職活動ガイダンスなどについても、更に周知を進めて参加者を増やす努力を継続し、情報提供の機会を拡大していくことで、より効果的なニーズと人材の引き合わせが実現していけば、企業による弁護士の活用の拡大が一層進むことが期待できる。

2 中長期的な活動領域拡大の方向性

企業のニーズをきめ細かく把握した上、法科大学院での企業内法務に関する教育、弁護士登録後の継続教育等によって、企業のニーズに見合うような人材を的確に養成していくことができるようになるには一定の期間が必要である。このような人材養成の取組は、企業で活動する弁護士を始めとする法曹有資格者の更なる増加要因として実を結ぶには一定の時間を要するが、中長期的に見れば、企業活動の様々な局面で活動する意欲と能力を持った弁護士が増加し、この分野を担う法曹有資格者の活動領域の一層の拡大につながっていくことが期待される。

3 今後の検討体制について

今後は、法務省や日本弁護士連合会に加え、本分科会での検討に関わった経済団体等において、企業関係者その他の有識者委員の参画も得る形で意見交換を行ったり、実務者レベルでの協議を行うなどして、上記各施策の進捗状況をフォローアップし、各施策の効果を見極めつつ、企業で活動する弁護士の勤務実態等も踏まえながら、より効果的な方向性を検討・提案するといった方法などが検討されるべきである。

(別表)

(別衣)	形如内穴	スの仲女女市市
番号	取組内容	その他参考事項
1	【企業向け情報提供会・情報交換会の状況】 平成26年8月 東京三弁護士会主催 17社出席 平成26年9月 経済同友会主催 61社出席 平成27年2月 日弁連主催・経団連後援 171社出席 → 経済同友会主催のものについては、その後ひまわり求	経団連からは、弁護士活用 に関する日本弁護士連合会 の要請文を、機関誌に掲載 した旨が報告された。
	人求職ナビへの求人情報の掲載に至った企業がある。	
2	【女性起業家向けセミナーの実施状況】 平成26年9月18日 法人設立・創業時の法務 41名 平成26年11月11日 事業継続・維持の法務 26名 平成27年1月27日 事業継続・維持の法務 33名 平成27年3月4日 事業発展の法務 28名	
3	【東京三弁護士会主催の就職合同説明会】 平成24年 来場者数 929名 出展企業数:30 平成25年 来場者数 941名 出展企業数:35 平成26年 来場者数 849名 出展企業数:38 → 平成26年の説明会では、1か月後に7社10名の内定者が出ている。	
4	【就職活動ガイダンスの実施状況】 参加者数:177名(うち161名が司法修習生及び修習予定者) 参加者に対するアンケート結果(抜粋) ○企業内弁護士として働くことに興味を持った理由 ・「日本の企業はまだロイヤーを置くことが一般的ではなく,フロンティアがあると感じたから。」「ビジネスパートナーとしての法曹のありかたに興味を持ったから」「エクスターンシップで企業の法務部で研修させていただき,興味がわいた」「法律のみならずビジネスを含めた法的アドバイスをする仕事をしたいと思いました」 ○企業内弁護士として働くことに興味を持っているか。大変興味がある 30 選択肢の1つとして考えている 90 あまり興味はない 7 現時点では興味はない 4 ※ なお,アンケート回答者のうち80名が,ひまわり求人求職ナビに求職情報を登録している。	
5	【企業内弁護士向け研修の実施状況(全8回)】 第1回平成26年5月20日 受講者数54名 第2回平成26年7月2日 受講者数73名 第3回平成26年9月3日 受講者数68名 第4回平成26年11月7日 受講者数60名 第5回平成26年12月8日 受講者数57名 第6回平成27年1月23日 受講者数57名 第7回平成27年3月20日 受講者数47名 第8回平成27年4月23日 受講者数26名 ※具体的な設例に基づき,企業活動の中で法的専門性がどのように活用されうるのかを実践的に学習するもの。日々の企業内弁護士としての実務に有益な情報が提供されている。	

法曹有資格者の海外展開に関する分科会取りまとめ

平成27年5月18日 法曹有資格者の海外展開に関する分科会

(海外展開分科会)

はじめに

グローバリゼーションによる国際社会の緊密化が進む中で,日本の企業等の海外取引及び海外進出(以下,併せて「海外展開」と言う。)も進む傾向にある。例えば,アジア新興国のうち中国,インド,タイ,インドネシア,ベトナム及びフィリピンにおける日系企業の海外拠点の設置数を見ると,平成 21 年当時の 37,455 から,若干の変動はありつつも,平成 25 年には,42,267 に増加している 1 。そして,多くの企業が,これらの新興国に進出する上で,現地法制が未整備であることやその運用が不透明であること等をビジネスリスクと捉えている 2 。

日本企業等の新興国への進出は、政府における「成長戦略」の一環と位置付けられており³、日本企業等の海外展開は今後益々増加することが予想される。そして、このような海外展開が進めば、各国の法制度や習慣の違いもあり、その過程において法的なリスクに直面する機会も増えるものと考えられる。このような法的リスクを克服するに当たっては、日本の法曹有資格者の支援を必要とする機会も増加すると考えられる。

日本の弁護士は、海外に進出する日本企業の法的ニーズに対応するために、これまでも日本国内において、大規模法律事務所を中心に、企業等に関わる国際的な法律問題を取り扱ってきた。上記のような日系企業の動向に伴い、日本の法律事務所は、平成26年9月の時点で、アジア新興国に合計20か所以上の海外拠点⁴を設置している。さらに、東アジア及び東南アジアにおいて、これらの拠点や同地域の現地法律事務所に出向するなどして活動している日本の弁護士は、研修中の者も含めると、平成26年9月30日現在で判明している限り164名に及んでいる⁵。

法の支配を、日本国内に留まらず、国際社会においても隅々に浸透させ、誰もが容易にリーガルサービスを受けられる開かれた公正な社会を築いていくために、わが国の弁護士を始めとする法曹有資格者の果たすべき役割や活動が、ますます重要になってきていることは、論をまたない。特に日本企業等の海外展開がわが国の将来にとって極めて重要であることから、わが国の弁護士を始めとする法曹有資格者が、これを法的側面から支援するために果たすべき役割

¹ 海外在留邦人数調査統計(平成26年要約版)を基に積算。

 $^{^2}$ 日本貿易振興機構(ジェトロ)による、「2013 年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査〜ジェトロ海外ビジネス調査〜」

³「日本再興戦略」改訂 2014 においても、新興国市場への日本企業等の進出を政府として支援することが、 政府における成長戦略の一環と位置付けられているところである。

 $^{^4}$ 一例として、いわゆる渉外法律事務を取り扱う大手 7 法律事務所の公表しているところによれば、 7 か 国 10 都市に 27 の拠点を設置している。

⁵ 海外業務研究会調べ。ただし、当該人数は日々変動していることに留意が必要である。

は大きい。当分科会では、このような現状及び問題意識を踏まえ、海外展開の分野における弁護士を始めとする法曹有資格者の活動領域を一層拡大するべく、法曹有資格者の海外展開に関する試験的かつ実践的な取組を企画し、実施してきた。本報告は、その取組に基づき、海外展開を考える中小企業等及び海外在留邦人に対する法的支援を中心に、当分科会における議論と今後の展望等を取りまとめたものである⁶。

6なお、日本の法曹有資格者の活動領域の拡大という当分科会の検討の射程からは外れるものの、日本あるいは日本人の国際的な分野における法的問題への対応という観点からは、例えば日本人が海外の法曹資格を取得した上で、当該国の法律事務所等に所属し、現地の法律問題に直接関わることを始めとして、国際機関で活動する、更には学界において国際法の発展に寄与するといった形で、国際的な法務分野において活動するというキャリアパスを、特に大学在学中以前の若い人材に提示し、奨励することも重要である、という指摘が当分科会においてなされた。

これまでの取組について

- 1 法曹有資格者に対するニーズの把握に関する取組
 - (1) 法曹有資格者による現地調査委託
 - ア 法務省では、わが国の弁護士を始めとする法曹有資格者が海外で活動するための情報基盤の整備の一環として、平成26年度から、日本企業の進出が期待される東南アジアの国々において、現地の法制度や法執行の状況に加え、現地に進出した日本企業等や海外在留邦人が直面する法的ニーズにつき、弁護士に委託して調査を実施中である。
 - イ 上記調査を受託した弁護士からは、現地海外在留邦人等が直面する法的 ニーズの実情につき、現地でなければ知ることのできない実情の報告がな されており⁸、今後更に実態を深掘りした調査が予定されている⁹。
 - (2) 日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度
 - ア 日本弁護士連合会は、ジェトロ等の関係機関と連携して、日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度を実施している。平成27年4月1日現在、全国8か所¹⁰の弁護士会の協力を得て、海外展開に取り組む中小企業に対し、渉外法律業務に通じた日本の弁護士123名による法的支援(初回30分の無料相談や一定の範囲内での案件受任など)の機会を提供する取組を行った。
 - イ 同制度においては、外国貿易における契約書作成及び取引リスクの予防 や、企業の海外進出に関する各種法令の遵守及び投資リスクの軽減等、さ まざまな案件で利用実績を挙げており¹¹、海外進出する中小企業に法的支 援のニーズが一定程度あることが明らかとなった。
 - ウ 平成 26 年度からは、同制度の下で法的支援を提供する弁護士を組織的 にバックアップするため、中国、ベトナム等のアジア諸国への駐在経験を 有し、現地の法律実務に通じた日本の弁護士をアドバイザーとして登用した¹²。

⁷ 平成26年度は、インドネシア、シンガポール及びタイの3か国にそれぞれ日本の弁護士を1名ずつ派遣して調査を実施している。平成27年度は、この3か国に加えて、フィリピンにおいても同様の調査を実施することとしている。

⁸ 調査を受託した弁護士からの報告では、統計等には現れにくい、法制度や文化・慣習の違いに起因するトラブルに日本企業や在留邦人が直面しており、日本の法律家による支援を必要としている状況等について報告がなされている。なお、これらの調査結果の詳細については、公開されることが予定されている。

⁹ 今後調査されるべき事項として,①現地における日本企業・在留邦人の活動の実情について,②日本企業・在留邦人に対する法的支援のニーズについて,③現地の法律サービス規制等,法曹有資格者の活動環境について,④現地政府・法曹等との連携体制の構築の状況について,⑤わが国の在外公館・関係機関等との連携体制の構築の状況について,⑥支援のための方策の施行について及び⑦日本の法曹有資格者による効果的な法的支援の在り方についての分析・提言について,といった項目が挙げられる。

¹⁰東京, 横浜, 愛知, 大阪, 福岡, 新潟, 札幌, 香川

 $^{^{11}}$ 平成 27 年 4 月 1 日時点で 123 件の弁護士紹介を実施しており、そのうち相談から案件の受任にいたったものは 37 件となっている。

¹² アドバイザーは個別の案件に対する対応が予定されているほか,各国の法令や実務に関する e ラーニン

(3) 日本弁護士連合会におけるその他の取組

日本弁護士連合会においては、法律サービス展開本部に国際業務推進センターを設置し、同会の関連委員会・ワーキンググループ及び関連団体等と連携協力して、

- 在日外国人,海外在留邦人が抱える法的トラブルを始めとする国際的な法律問題に対する支援を強化する¹³
- 渉外対応力のある弁護士の育成支援,国際機関における弁護士の登用 に向けたサポートをする¹⁴
- アジア担当嘱託弁護士を採用して、在外日本国大使館、ジェトロの在 外事務所等と協働の上、アジア各国の法令・国際法務案件の資料や情報 を収集する

という各取組を実施している。

(4) 外務省における取組

外務省では、日本企業の活動を法的側面から支援する体制を強化するため、現地の法令、法制度等についての調査・情報提供や法的問題に関する日本企業へのアドバイス等の業務を日本の弁護士に委託する取組を、平成27年度から実施することとしている¹⁵。

2 法曹有資格者に対するニーズに対応するための取組

- (1) 「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議」
 - ア 政府においては、平成26年7月から、内閣官房内閣参事官が議長を務める「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議¹⁶」を開催し、法務省は、これに構成員として参加している。
 - イ 同会議では、関係省庁等における日本の企業の海外進出支援に関する

グ(インターネット)研修のコンテンツの作成を行っているというものである。

¹³全国の弁護士約1600名が会員となり日本における外国人の司法アクセスの向上に取り組んでいる弁護士 有志の任意団体「外国人ローヤリングネットワーク」主催のシンポジウムを,平成27年5月に共催する予定である。

¹⁴平成23年度から、国際会議への参加を希望する日本弁護士連合会若手会員に対して、国際会議への参加のための費用を、開催地に応じて10万円又は20万円を上限として補助する支援制度を実施している。現在の派遣対象としている国際会議には、IBA、LAWASIA、IPBA、ABA、UIA、AIJA等が含まれており、平成27年3月までに延べ132名に対して支援を実施した。

¹⁵現在,実施公館を検討中である。委託すべき内容の例としては,①現地の法律事務所の実情及び法令・法制度やその運用に関する調査並びにこれらの調査結果の情報提供,②日本企業が関わる個別の法的ビジネストラブル等に関する情報収集や分析及びコンサルティング,③在外公館が現地政府と交渉する際のコンサルティング,が挙げられる。

^{16「}日本再興戦略」改訂 2014 等に示された政府の成長戦略の中で,日本の企業による新興国市場の獲得が 重要なテーマとされていることを受け,内閣官房を中心に,関係省庁等において,日本企業等の海外展開 を支援するための諸施策に関する情報を共有すること,また,法曹有資格者を始めとする民間の力も活用 し,可能な施策については省庁間の連携を図ることを通じて,各施策を一体として促進していくための方 策を検討するための会議体である。

各施策を推進する中で、弁護士を始めとする法曹有資格者の知見を活用することも視野に入れた、情報共有や連携に関する検討を行うことを予定している¹⁷。

(2) 日本弁護士連合会における取組

前記1(2)で言及した日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度は、中小企業が海外展開の中で直面するニーズに対応する役割を担っている。

日本弁護士連合会は、日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度の実施に加え、経済産業省及び外務省の主導で実施されている、「海外展開一貫支援ファストパス制度¹⁸」に参画しており、これらの制度を通じて、海外展開を考える中小企業等の法的支援を行う役割を担っている。

- (3) 人材の育成・確保に関する取組
 - ア 法科大学院におけるカリキュラム

一部の法科大学院において、学生のみならず弁護士をも対象とした、 法律英語や国際紛争解決手続等に関するカリキュラムが策定・開講され ており、多くの学生や弁護士が、国際的な分野における法的知見の基礎 を学修している¹⁹。

- イ 各種研修等(日本弁護士連合会によるもの)
 - 若手弁護士や学生を対象として、法務省及び外務省との共催で毎年 一回、国際的な法分野に進出するためのキャリアセミナーを開催して おり、多くの参加者を得ている²⁰。
 - 弁護士の海外への留学支援を行っている²¹。
 - 香港律師会との間で、それぞれの弁護士会に所属する弁護士を相互 にインターンとして受け入れるという、インターンシップ交換制度を 実施している²²。
 - 国際的な分野で弁護士が活動するための基礎となる英語力を涵養す

¹⁷ 同会議の検討状況については,<u>http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokusaihoumu_sien/index.html</u>を参照のこと。

¹⁸ 海外展開に取り組む企業を支援するために、地域金融機関など、国内各地域で企業支援の窓口となっている機関が、専門的知見を有する関係機関の協力を必要とする場合に、連携を円滑に行うことを目的として相互の連携窓口を共有することにより、当該企業が抱える問題を包括的に解決することを可能とする制度。その詳細は、http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade/fastpass/を参照のこと。

¹⁹ 当分科会では、交換留学制度を始めとする国際的な分野に関するプログラムや、法律英語基礎科目について報告があった。

²⁰平成 26 年度の参加者は 73 名である。参加者からは、法曹の国際分野への関わり方や語学力など、今後のキャリアプランに必要なことが何かを知る機会となった、といった声が寄せられている。

²¹ニューヨーク大学ロースクール,カリフォルニア大学バークレー校,イリノイ大学アーバナ・シャンペーン校,エセックス大学ロースクール,及びシンガポール国立大学ロースクールとの間で友好協定を締結し,各ロースクールへの推薦留学制度を実施している。平成27年3月までに,延べ44名が同制度を利用して上記各ロースクールに留学した。

 $^{^{22}}$ 平成 26 年 10 月 27 日から同年 11 月 7 日までの 2 週間, 4 名の弁護士を,商事法務や知的財産などを取り扱う香港の法律事務所に派遣した。

るべく, 法律家のための英語講座を作成し, インターネットにより配信している。2014年の配信開始以来, 延べ約1,500名の弁護士が受講した 23。

²³ テンプル大学の協力で制作し、日弁連会員向けに無料で提供している。全編英語の教材とし、国際会議でのネットワーキング、外国人弁護士からの情報収集、外国人依頼者からの法律相談、外国企業との打合せという4つの局面を想定した教材である。日本弁護士連合会が実施する約250のeラーニング(インターネット)研修の中で、受講者数が多い研修の一つである。

課題と対応策

- 1 法的ニーズの顕在化に関する課題と対応策
 - (1) 課題
 - ア 企業等の支援について

日本企業の海外展開は、これまで大企業によるものが主流であり、大企業への法的サービスの提供は、大都市圏の大規模事務所を中心に行われてきた。しかし、現在では、日本全国の中小企業や個人事業者を含めた様々な規模の企業等が、海外の企業と取引をする、もしくは直接海外に進出するといった形で、海外展開する例が増加している²⁴。

もっとも、前記の日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度の利用実績をみると、相談案件の中には、一定の割合で受任に結びつくものもあるが、相談そのものの件数が未だ限定的であるなど、現時点では、中小企業が海外展開をする場合に、日本の弁護士を活用するという発想はあまりないことがうかがわれる²⁵。

その要因については、以下のように考えることができる。

- 中小企業の多くは、海外展開に関する経験が必ずしも十分ではなく²⁶、 海外展開にあたり、法的なリスクに関する知見が少ない。
- 法的なリスクの存在を認識していても、日本の弁護士に対して国際取引や外国の法令実務に関する費用対効果の大きい有意義な支援を期待できるのか、特に展開先国の現地法曹との連携協働に際してどのような役割を果たし得るのか等に関する情報に接する機会が少ない。
- 仮に中小企業側において日本の弁護士の活用を考えたとしても,海外 展開に通じた弁護士にアクセスする方策がわからない。
- イ 海外在留邦人の支援について

邦人が直面する法的紛争の分野や、その解決のために必要な法的支援 においては、企業に対する法的支援とは異なり、現地で邦人保護を担う領 事機関との連携、現地の弁護士・関係機関との関係構築、更には海外から 日本の弁護士へのアクセス改善の取組等が必要であるが、これらの取組は 緒についたばかりである。

ウ 公的機関における任用の促進について

法律を解釈する能力や、事案の特性を分析する能力といった法曹有資

²⁴前記注2のジェトロの調査では,回答企業3,471社のうち製造業を中心に1,786社が海外進出している(海外に拠点がある)ところ、このうち1,203社が中小企業とされる。)

²⁵この点,企業等の海外展開を成功に導くためには、国際取引及び海外進出に伴う法的リスクを予見し、紛争等の発生を予防するべく、取引や進出を始める前のできるだけ早い段階から、弁護士による法的支援を得ることが有用であることが、当分科会において報告されている。

²⁶したがって,海外展開における法的リスクの存在や対応の必要性,かかるリスクへの対応のために日本の弁護士を活用することの利点を知る機会が十分でない。

格者ならではの専門性を、国の機関や国際機関において、国際的な法的問題の交渉を行う場合や国際的なルール形成に関与する場合に、より一層活用できるような任用促進の取組が必要である。

(2) 対応策

以上のような課題への対応策として,以下のようなものが考えられる。 ア 企業等の支援について

- ユーザーとなる企業等に対して、企業等の海外展開にあたり、日本の 弁護士の活用が有用であることを明確に伝える必要がある。そのため に、日本弁護士連合会と関係機関等が相互に協力して²⁷、
 - ・中小企業等の海外展開にはどのような法的リスクがあり、これをどのように回避または軽減できるのか
 - ・紛争に巻き込まれる,あるいは、撤退を余儀なくされた際にはどのような対応策があるのか
 - ・これらの点について、日本の弁護士はどのような法的サービスを提供 できるのか

について,具体的事例を集積し整理した上で,そこから得られる知見や典型例を共有する²⁸。その際,日本の弁護士を活用することについて,次のような利点があることを強調するべきである。

- ・日本法及び日本国内における法律実務に関する知見だけでなく,企業 取引や投資における法的リスクの所在とその予防対処法について普遍 的な知見があること
- ・日本の企業組織と取引慣習を理解し、日本の企業等の法的ニーズを咀嚼して、海外展開先の現地法曹による適切な法的支援に結びつける能力があること
- 全国各地で、企業等の海外展開への法的支援に対応できる弁護士を拡充することで、海外展開に取り組む日本の企業等、特に中小企業がこれらの弁護士に的確にアクセスし、身近で支援を受けられる環境作りが必要となる。そのための方策として、
 - ・日本弁護士連合会が取り組んでいる日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度の実施範囲を拡大し、平成27年度中を目途に全ての高等裁判所所在地にその拠点を拡大する
 - ・その他ニーズが顕在化している地域を把握し制度の拡大を検討する

²⁷ジェトロや日商等,中小企業の海外展開を支援する機関が考えられる。

²⁸このような相互協力に基づき作成された事例の集積の例として、例えば、中小企業海外展開支援関係機関連絡会議が平成25年6月に公表(平成26年3月改訂)した、「海外展開成功のためのリスク事例集」が挙げられる。同事例集の詳細は、http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kokusai/2013/130628jirei.htmを参照のこと。

といった取組を進める29。

イ 海外在留邦人の支援について

法務省は、内閣官房に設置されている「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議」の下で、日本の弁護士と領事機関及び現地の弁護士との連携構築並びに日本の弁護士への海外からのアクセス改善等の課題に対応するための、日本弁護士連合会等の関係機関の取組について必要な協力を行う。

ウ 公的機関における任用促進について

国の機関等においては、国際的な通商交渉等の分野を中心に、法曹有資格者が活用されてきた³⁰。このような実情を踏まえ、日本弁護士連合会は、関係省庁等連絡会議の枠組みなどを活用し、弁護士を始めとする法曹有資格者が国際的な領域で活動する場を創出する取組を推進していく。これとともに、国の機関において、弁護士を始めとする法曹有資格者の活用を広げていくという観点からの検討が行われることが期待される。

2 法的ニーズに対応する担い手の確保やその養成に関する課題と対応策

(1) 課題

海外展開の分野における日本の弁護士を始めとする法曹有資格者に対するニーズへの対応にあたっては、以下のような点が問題となる。

- ア アジアの新興国を始めとする諸外国では、外国の法曹資格による法律 サービスの提供を厳しく制限する国が複数³¹あり、日本の法曹資格に基づ く活動に著しい制限がある。
- イ 法曹有資格者が、国際的な分野の職務に従事するためには、語学や交 渉能力に加えて、
- ・現地に進出する日本企業等の支援を行うに当たっては、各国の法制度やその運用
- ・国際的な法的紛争等の解決に当たっては、国際法³²やその実務に関する 専門性を、法曹有資格者が身につけるための教育・研修の裾野を広げて いくべきである。
- ウ 弁護士に対する前記のようなニーズに対応するための仕組みとして、

²⁹その際には、実施地域の弁護士会及び連携する関係省庁・団体や、企業の海外展開支援業務を手掛ける個々の弁護士や法律事務所と協調して、人材育成及び知識情報集約等を含めた多角的な取組を進めていく。 ³⁰例えば、第6回分科会においてヒアリングを行った、経済産業省通商政策局国際法務室長の米谷三以氏は、 その代表例といえる。このほか、外務省等の関係省庁において、常勤若しくは非常勤の形で、弁護士を始めとする法曹有資格者が職務に従事している。

³¹ アジア地域の新興国の中で、外国の法曹資格による法律サービスの提供について制限している国の例として、フィリピンやインドが挙げられる。

³²国際的な投資紛争等の解決にあたっては国際私法,いわゆる「南極における調査捕鯨訴訟」に代表されるような国際紛争に関しては、国際公法に関する知見が必要となる。

企業等の海外展開における法的リスクの回避や法的紛争の解決海外在留邦人が直面する国際的な身分関係紛争等の法的紛争の解決にあたり、対応能力のある弁護士に容易にアクセスできるような枠組みを整備することが必要である。

(2) 対応策

- ア 以上のような課題のうち、諸外国における外国の法曹資格に基づく法律 サービスの提供に関する制限の問題は、各国の政策に関わる部分であるこ とから、今後の各国の動向が注目されるところである。
- イ 法曹有資格者の能力の向上にあたっては、上記でも紹介した一部の法科 大学院で行われている法律英語に関する講座や、国際的なビジネス法務に 関する講座等の国際的な能力を養うためのプログラムを全国的に広げてい くことが有用である。日本弁護士連合会等においてはプログラム作成への 協力や広報協力等を行うことが考えられる³³。
- ウ 日本の企業等の海外展開支援を始めとする,国際的な法律業務に通じた 弁護士へのアクセス改善のために,日本弁護士連合会や関係機関において は,身近にいる弁護士や関係機関に相談すれば,企業等の海外展開,海外 企業の国内への投資といったビジネスに関する分野のみならず,国際的な 家事事件等,渉外に関する様々な分野に対応能力のある弁護士に橋渡しが なされたり,あるいは,当該弁護士自身が問題となっている分野のエキス パートである弁護士からアドバイスを受けることができる体制が整備され ることが考えられる³⁴。今後,例えば,国際的な案件を処理する能力のある 弁護士をネットワーク化するなど,法的な支援を求められる諸課題に対応 する能力のある弁護士に容易にアクセスできる仕組みを構築することなど も検討する。

³³また,各法科大学院の認証評価における,このような国際的な分野に関する科目に対する評価も,このような取組を全国的に広げていくための一助となるものと考えられる。

³⁴上記の日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度はそのような取組の一例と位置付けられる。

今後の展望・方向性

1 現在実施されている取組を踏まえた活動領域拡大の見通し

社会のグローバル化が進むのに伴い、今後は、中小企業等の海外展開支援や国際的な身分関係に関する紛争等の海外在留邦人が直面する法的問題に関する支援といった幅広い範囲の法律業務に対応していく必要がある。そのためには、国内外を問わず、また、事務所の規模を問わず、弁護士による支援や、海外在留邦人が直面する法的紛争に対応能力のある弁護士の国際的な連携などが求められている。このような多様なアプローチによる支援は、今後、実績として積み重ねられていくものと想定される。

このようなニーズの拡大に適切に対応できるだけの体制が法的サービスの 供給側において構築されることにより、この分野における弁護士を始めとする 法曹有資格者の活動領域は、一層の広がりを見せることが可能となる。

国際的な通商分野の交渉等においては、既にある法曹有資格者の活動実績を基礎とし、今後もその活動の幅は更に広がると期待される。

2 中長期的な活動領域拡大の見通し

国際的な分野における業務に通じた弁護士へのアクセスを改善する取組や 法曹有資格者のネットワーク構築等の実務的な法的支援の充実に加え、法科 大学院での教育を始めとする法曹養成プロセスや法曹資格取得後の研修にお いて、多くの法曹有資格者が国際的な分野における法的支援に不可欠な素養 を身につけ、この分野における担い手として育っていくことにより、国際的 な分野における法的支援は充実していくと期待される³⁵。

3 今後の検討体制について

今後は、法の支配をあまねく実現する観点から、前記の関係省庁等連絡会議の下で、日本企業等の海外展開や海外在留邦人を法的に支援する方策につき、以上のような具体的な施策を実行するとともに、各施策の効果を見極め、そのフォローアップを行うことが望ましい。

³⁵当分科会においては、このような国際法律業務に係る教育の在り方の改善をきっかけに、わが国の教育制度において国際化に対応した教育が更に充実することが期待される旨の指摘があった。

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会 取りまとめ(案)

前文

国民の権利意識が高まり、また、社会情勢が複雑化している現代社会において、「法の支配」を広く社会に及ぼすためには、法曹有資格者が、公的機関、企業、国際的な分野等において、その専門性を生かして多様な役割を果たすことが重要である。この点、平成24年8月に内閣に設置された法曹養成制度関係閣僚会議の下に置かれた法曹養成制度検討会議は、平成25年6月26日に行った意見の取りまとめの中で、法曹有資格者の活動領域は広がりつつあり、法曹有資格者の必要性や活躍の可能性は概ね認められつつある、とする一方、未だその広がりが限定的といわざるを得ない状況にあるとしている。そして、同年7月16日に法曹養成制度関係閣僚会議が決定した「法曹養成制度改革の推進について」においては、前記取りまとめの内容を是認した上で、「法曹有資格者の活動領域については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。」とされたところである。

当有識者懇談会は、同決定を踏まえ、法曹有資格者の活動領域について更なる拡大を図る方策等を検討することを目的として平成25年9月に設置され、当有識者懇談会の下に設置された「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」の3つの分科会においてこれまで実践されてきた試行的な取組等の状況を踏まえた検討を進めてきた。

本報告は、このような、当有識者懇談会及び各分科会における取組とその成果、それらに基づく検証・検討状況及びこの間の法曹有資格者の活動領域の拡大の状況を踏まえ、引き続き法曹有資格者の活動領域を拡大していくための今後の具体的な取組の在り方に関する指針をまとめたものである。

国・自治体・福祉等の分野

- 1 これまでの取組及び成果について
 - (1) 国・自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する主な取組及びその成果は以下のとおりである。
 - ア 日本弁護士連合会は、地方行政分野における弁護士を始めとする法曹 有資格者の専門性に対するニーズを把握するために、全国の自治体を対 象に調査を実施した。その結果、多くの自治体が弁護士会からの支援を 受けることに関心を示していること、また、弁護士を始めとする法曹有 資格者を職員として任用し、訴訟対応や法律相談だけでなく、条例等の 制定に関与する例規業務などの政策法務、債権回収等の分野で活用する ことに関心を示している自治体があることが明らかとなった。

このような実態把握の取組と並行して、日本弁護士連合会においては、各地の弁護士会に働きかけて自治体との連携構築を進めてきた。これまでに10の弁護士会が、自治体行政の支援のために弁護士が提供可能なサービスをリスト化した行政連携メニューを作成し、自治体に提供している。このような取組の結果、弁護士会が、自治体からの依頼で専門分野に応じた弁護士を相談員として紹介したという具体的な実績も挙がっている。

イ 福祉分野に関する取組の例としては、大阪で、弁護士会の負担により 大阪府内の自治体にある地域包括支援センター等に弁護士を派遣し、そ の職員から法的問題に関する相談を受ける取組を実施し、400 件を超え る相談実績を挙げた。また、各地の弁護士会においても、ひまわりあん しん事業による電話相談・出張相談等を行い、弁護士会によっては、数 千件の活用実績を挙げた例もある。

また、法務省は、認知機能等が十分でない高齢者・障がい者への法テラスによる法的支援の拡充などを内容とする、総合法律支援法の一部を改正する法律案を国会に提出した。

ウ 法務省においては、法曹有資格者がそのキャリアの早い段階から、 国・自治体・福祉の分野を活躍の場として認識する機会を得ることが重 要であるとの観点から、最高裁判所とも連携し、国の機関、自治体及び 福祉機関を対象として、司法修習(選択型実務修習)の受入先の拡大に 向けた取組を行ってきた。その結果、これまでに複数の国の機関、自治 体及び福祉機関が司法修習生の受入れに前向きな姿勢を示している。ま た、日本弁護士連合会は、各地の弁護士会や関係機関と協力して、今後 弁護士の専門性の活用が期待される分野に関する研修会や、弁護士の公 務員任用等に関する各種の研修やセミナー等を開催した。

さらに,一部の法科大学院では,自治体における法曹有資格者へのニーズに対応し得る能力を身に付けた人材を養成するための講座の開設等の取組を進めている。

(2) 以上のような取組の成果もあり、この分野における法曹有資格者の活動領域は拡大傾向にある。例えば、地方自治体で常勤職員として勤務する、

弁護士を始めとする法曹有資格者は、平成 25 年 10 月時点で 48 自治体において 62 名であったものが、平成 27 年 3 月現在では、64 自治体において合計 87 名に増加している。

2 法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に当たっての課題

このような取組の現状や成果を踏まえ、今後この分野における法曹有資格者の活動領域を一層拡大させるために、以下の課題について検討・対応が必要である。

(1) 自治体の分野では、従来から多くの自治体が顧問弁護士への委嘱を行っているほか、前記のような各地の弁護士会と自治体との連携構築も進んでおり、法曹有資格者の専門性の活用は一定程度広がっているといえる。他方、法曹有資格者を職員として活用することについては、多くの自治体が関心を有しているが、任用に向けた具体的な検討にまでは至っていない。

この原因としては、まず、多くの自治体においては、法曹有資格者の活用を想定している局面としては法律相談や訴訟対応など、従来から外部の弁護士が担っていた業務が中心となっているため、外部の弁護士の活用とは別に法曹有資格者を職員として任用する必要性が薄いと考えていることが挙げられる。また、政策法務等の新たな分野での法曹有資格者の活用が始まってから間もないため、法曹有資格者が自治体の職員として果たし得る役割、法曹有資格者の活用による行政サービスの向上などの効果及び外部の弁護士との役割の違いなどを具体的に示す実例が限られており、法曹有資格者を任用することについて市民の理解を得るに際しての根拠となり得る情報を、任用に関心を有する自治体が十分に蓄積できていないことも挙げられる。

他方, 法曹有資格者の側においても, 自己の活躍の場としての認識が薄いことに加え, 自治体で求められる能力を涵養する機会も十分でないといった問題がある。

- (2) 福祉の分野では、前記のような弁護士会の取組が、自治体や福祉機関から一定の評価を得ている。しかし、この分野に関するこれまでの取組は、弁護士会や有志の弁護士による自発的な取組にとどまっているものが多く、自治体や福祉機関から、継続的な施策又は事業として行われるべきものと認識されるには至っていない。福祉の分野において法曹有資格者の活用が進むためには、法曹有資格者の専門性が施策又は事業の中で活用される取組が積み重なることにより、福祉の分野における法曹有資格者の果たすべき役割が拡大していくものと考えられる。
- (3) 国の機関においては、特定任期付公務員などの形での法曹有資格者の任用は自治体と比べて一定程度進んでいるが、今後、法曹有資格者の活用が更に進むためには、それが法の支配の実効化のために有用であるという認識をより広く共有することや、国の機関で行政等の業務に従事できる専門性を身に付けた適切な人材の養成・確保が重要となる。

3 今後取り組むべき施策等

前記のようなこれまでの取組及び成果並びに課題を踏まえると,これらの分野で法曹有資格者の活用を一層拡大するためには,以下のような取組を更に進めることが有用である。

○ 日本弁護士連合会は、関係機関や自治体等の協力を得て、前記1の取組から明らかとなった、自治体や福祉の分野において弁護士の専門性を活用することの有用性や具体的な活用実績等を、セミナーやシンポジウム等を通じるなどして、実際に弁護士の活用を検討する自治体等との間で共有する取組を実施する。また、各地の弁護士会においても同様の取組を進めるとともに、各自治体や福祉機関等に対し、法曹有資格者の活用に向けて個別的に働きかけることが期待される。

これに併せて、各地の弁護士や弁護士会が、各分野で生じる問題を解決する実績の積み重ねに基づき、自治体や福祉機関の側においても、実際に法曹有資格者を複数活用することで行政サービスの向上等を実現している自治体の例などを参考に、それぞれの規模に応じ、政策の推進や業務の遂行のために法曹有資格者を活用する方策を検討・実施することが期待される。

- 日本弁護士連合会は、関係機関の協力を得つつ、自治体における政策法 務や福祉の分野について、弁護士がこれらの分野で活動するに当たり必要 とされる能力を涵養し、あるいは経験を共有するための研修等の取組を実 施する。各地の弁護士会においても同様の取組を実施することが期待され る。
- 最高裁判所においては、法務省の協力を得て、国の機関、自治体及び福祉機関における司法修習(選択型実務修習)の充実に向けて必要な取組を継続することが期待される。また、これと併せて、法科大学院においても、自治体法務に関するプログラムの設置、自治体におけるエクスターンシップ、修了生の就職に関する自治体との連携などに取り組むことが期待される。
- 法務省は、これまでの実績や以上のような取組を通じて得られた、法曹 有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体や福祉機 関等の間で共有され、もって法曹有資格者の活用に向けた動きが定着する よう、日本弁護士連合会、関係省庁、自治体等の協力を得て、必要な連絡 協議等の環境を整備する。

企業の分野

- 1 これまでの取組及び成果について
 - (1) 企業の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する主な取組及びその成果は以下のとおりである。
 - ア 日本弁護士連合会においては、弁護士の求人・求職情報を掲載する「ひまわり求人求職ナビ」の利用企業に対するアンケート等を行い、企業による弁護士の求人・採用の実態を調査した。その結果、企業に採用された弁護士の所属部門は依然として法務部門が多くを占めているが、企業戦略の構築に携わる部門に所属する例も認められた。

また,「ひまわり求人求職ナビ」についてシステムの運用改善のための措置が講じられた結果、月ごとの平均申請件数が増加した。

イ 日本弁護士連合会においては、各経済団体等の協力を得るなどして、弁 護士の採用に関する企業向け情報提供会・情報交換会を開催したほか、司 法修習予定者等を対象とした企業への就職活動ガイダンスを実施し、さら には、東京三弁護士会による司法試験合格者を対象とした就職合同説明会 を実施し、いずれも相当数の参加者・参加企業を得た。

これらの取組を通じ、企業による法曹有資格者の具体的な活用に結び ついた例も分科会で紹介された。

ウ 法曹有資格者の能力の涵養については,一部の法科大学院において企業 法務等に関する科目の開設や継続教育の取組が実施されている。また,日 本弁護士連合会においても弁護士を対象とする研修・セミナーなどを開催 した。

法務省においては、法曹有資格者がそのキャリアの早い段階から、企業の分野を活躍の場として認識する機会を得ることが重要であるとの観点から、最高裁判所とも連携の上、各経済団体の協力も得て、企業を対象として、司法修習(選択型実務修習)の受入先の拡大に向けた取組を行い、これまでに複数の企業が司法修習生の受入れを表明したところである。

- (2) 以上のような取組の成果等もあり、企業内弁護士の数は増加傾向にあり、日本組織内弁護士協会の統計によると、平成26年6月には619社において1179名となっており、平成25年の同時期と比較して200名以上増加している。
- 2 法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に当たっての課題

このような取組の現状や成果を踏まえ,企業の分野における法曹有資格者の活動領域を一層拡大させるために,以下の課題について検討・対応が必要である。

(1) 前記のような企業や法曹有資格者への情報提供の取組の効果などもあって,企業内弁護士の数は増加を続けており,法曹有資格者を活用することの利点は,企業にも相当程度共有されているといえる。もっとも,実際に企業内弁護士を採用する企業は,大都市圏の大企業が中心となっているのが現状

であり,企業規模的にも地域的にも,更なる採用の広がりの余地が残っている。

(2) 企業内で勤務する法曹有資格者が担当する業務は、法務に関連するものが中心となっているのが現状である。しかし、法曹有資格者が、企業において求められる素養や能力を養成段階や継続教育等で身に付け、企業内において更に経験を積み重ねることなどを通じ、その法的な専門性を生かして経営戦略の構築などに関与することができるようになれば、企業における法曹有資格者の活躍の場面は、更に広がることが期待できる。

3 今後取り組むべき施策等

前記のようなこれまでの取組及びその成果並びに課題を踏まえると,企業の分野で法曹有資格者の活用を更に拡大するためには,以下のような取組を更に進めることが求められる。

- 日本弁護士連合会は、経済団体等と協力し、企業内弁護士を活用すること の有用性や具体的な実績等について、前記1のような形での企業への情報提供並びに企業間及び企業・弁護士間の情報共有の取組を全国各地に広げてい く。また、各地の弁護士会においても同様の取組を進めることが期待される。
- 日本弁護士連合会は、企業内弁護士の実情に配慮した会内の環境整備について、引き続き検討を進める。これに併せて、各地の弁護士会においても同様の取組が進むことが期待される。
- 日本弁護士連合会は、日本組織内弁護士協会や経済団体と協力して、その 採用の形態を含めた企業における弁護士等の活用の実態や、キャリアパスに 関する情報を調査した上、各種の媒体を通じて、法科大学院を始めとする法 曹養成を担う機関及び法曹有資格者との間で共有を図る。
- 日本弁護士連合会は、企業のニーズに応じた実践的な研修の強化を図る。 また、法科大学院において、企業法務に関する科目の設置、企業におけるエクスターンシップ、法曹有資格者の就職に関する企業との連携などに取り組むことが期待される。
- 最高裁判所においては、法務省の協力を得て、企業における司法修習(選 択型実務修習)の充実に向けて、必要な取組を継続することが期待される。
- 法務省は、日本弁護士連合会、経済団体等の協力を得て、これまでの実績 や前記のような取組を通じて明らかとなった、法曹有資格者の専門性の活用 の在り方に関する有益な情報が企業等の間で共有され、この分野における法 曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、必要な連絡協議等の環境を 整備する。

海外展開の分野

1 これまでの取組及び成果について

海外展開の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関しては,これまで,以下のような取組が進められてきた。

- (1) 法務省では、平成26年度から、日本企業の進出が期待される東南アジアの国々において、現地の法執行の状況や、現地に進出した日本企業等や海外在留邦人が直面する法的ニーズにつき、弁護士に委託して調査を実施してきた。
- (2) 日本弁護士連合会は、日本貿易振興機構(ジェトロ)等の関係機関との連携の下、各地の弁護士会の協力を得て、海外展開に取り組む中小企業に対し、渉外法律業務に通じた日本の弁護士による法的支援を提供する取組(日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度)を行ってきたところ、これまでに100件を超える支援の申込みがあり、海外展開する中小企業に法的支援のニーズが一定程度あることが明らかとなった。

日本弁護士連合会では、このほかにも、関係省庁等と連携した中小企業 等支援の取組や、渉外対応力のある弁護士の育成支援等の取組を進めてき た。

- (3) 外務省は、日本企業の活動を法的側面から支援する体制を強化するための方策を検討し、現地の法令、法制度等についての調査・情報提供や法的問題に関する日本企業へのアドバイス等の業務を日本の弁護士に委託する取組を平成27年度から実施することとした。
- (4) 一部の法科大学院等においては、学生のみならず弁護士をも対象とした、 法律英語や国際紛争解決手続等に関するカリキュラムの策定・開講が進め られている。
- 2 法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に当たっての課題

このような取組の現状や成果を踏まえ、今後、法曹有資格者の海外展開を一層進展させるために、以下の課題について検討・対応が必要である。

- (1) 新興国市場への進出は、政府における「成長戦略」の一環と位置付けられており、中小企業がこれらの国に海外展開する機会も増加しているものの、多くの中小企業は、海外展開に関する経験が必ずしも豊富ではなく、また、海外展開に当たって直面する法的リスクに関する情報に接する機会も多くない。したがって、多くの中小企業では、海外展開の際に日本の法曹有資格者を活用する利点や、国際的な分野に明るい法曹有資格者へのアクセスの方法に関する知見が乏しい。
- (2) 海外に在留する邦人を法的に保護するという観点からは、現地で邦人保護を担う領事機関との連携、現地の弁護士・関係機関との関係構築等が必要であるが、これらの取組は緒に就いたばかりである。
- (3) 法曹有資格者が国際的な分野の職務に従事するためには、語学、交渉能力、外国の法制度やその運用等に関する知識などを身に付ける機会が必要であるが、そのような機会の確保を更に進める必要がある。

3 今後取り組むべき施策等

前記のようなこれまでの取組及び成果並びに課題を踏まえると,海外展開の 分野で弁護士を始めとする法曹有資格者の活用を一層拡大するためには,既存 の取組を引き続き継続することに加えて,以下のような取組を更に進めること が有用である。

- 日本弁護士連合会と関係機関等が相互に協力し、特に中小企業等の海外展開の際に直面することが想定されるリスクやこれに対する日本の弁護士の具体的な貢献の在り方といった有益な情報について、具体的事例を集積し整理した上で、そこから得られる知見や典型例を共有し、海外展開を予定する企業等に情報提供していく。
- 日本弁護士連合会は、関係機関と協力して、日本の企業等の海外展開支援を始めとする、国際的な法律業務に通じた弁護士へのアクセス改善のために、身近にいる弁護士や関係機関を窓口として、様々な国際的な法務の分野に対応能力のある弁護士に容易にアクセスできる仕組みを構築することを検討する。
- 法科大学院においては、法律英語に関する講座や、国際的なビジネス法務 に関する講座等、国際的な能力を涵養するためのプログラムの提供に取り組 むことが期待される。
- 法務省は、内閣官房に設置され、法務省も構成員となっている「国際法務 に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議」の下で、日本の弁護士 と領事機関及び現地の弁護士との連携構築並びに日本の弁護士への海外からのアクセス改善等、日本企業や在留邦人が海外において直面する法的側面 を含む各種問題への対応支援に向けた関係機関の取組に必要な協力を行う。